

川崎市局・区役所間事業提案等の調整に関する要綱

制定 平成11年10月1日

最近改正 平成31年4月22日(平成31年4月22日施行)

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市における総合行政の推進に関する規則(平成18年規則第29号。以下「規則」という。)第11条の規定に基づき、区長又は局長等(規則第2条第2項に規定する局長等をいう。以下同じ。)から要請される事務事業の実施の提案等に係る調整の方法を定めることを目的とする。

(事業提案)

第2条 区長又は局長等は、規則第10条に規定する事項のうち、重要な施策等に係る提案等について、前条の規定による調整を要請する場合、事前に当該事務事業の概要をまとめた資料を総務企画局長宛てに提出しなければならない。

2 区長又は局長等は、規則第10条に規定する事項のうち、前項によらない提案等について、前条の規定による調整を要請する場合、事前に当該事務事業の概要をまとめた資料を市民文化局長宛てに提出しなければならない。

(総務企画局長による調整)

第3条 総務企画局長は、前条第1項の提出があった場合、規則第11条に基づく調整を行うものとする。

2 総務企画局長は、前項の調整を行う場合、必要に応じて規則第12条に規定する区課題調整会議に付議するものとする。

3 区課題調整会議に付議する場合の手続は、「川崎市課題調整会議要綱」の定めるところによる。

4 総務企画局長は、調整の結果を区長及び事業提案局長等に通知するものとする。

(市民文化局長による調整)

第4条 市民文化局長は、第2条第2項の提出があった場合、規則第11条に基づく調整を行うものとする。

2 市民文化局長は、前項の調整を行う場合、必要に応じて別に規定する副区長会議に付議するものとする。この場合、事業提案局長等は「区役所への事業提案書」(別紙様式1)を作成し、市民文化局長に提出するものとする。

3 市民文化局長は、調整の結果を区長及び事業提案局長等に通知するものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、総務企画局長と協議の上、市民文化局長が定める。

附 則

この要綱は、平成11年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年5月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月22日から施行する。

様式1

文 書 番 号
年 月 日

「川崎市局・区役所間事業提案等の調整に関する要綱」に基づく区役所への事業提案書

(あて先)市民文化局長

川崎市局区役所間事業提案等の調整に関する要綱第4条に基づいて、次により事業提案します。

局長

1 事業名称	
2 所管局部署	部 課 係 担当 Tel
3 対象とする区及び課かい	<input type="checkbox"/> 全区 <input type="checkbox"/> 特定区 (川崎・幸・中原・高津・宮前・多摩・麻生) 《課かい名》 部 課
4 目的及び概要等	《目的》
	《概要》
5 分類及び事務の範囲	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> その他()
	<input type="checkbox"/> 事務の全部 <input type="checkbox"/> 事務の一部
	<input type="checkbox"/> 単年度 <input type="checkbox"/> その他 《期間》 年 月 日～ 年 月 日
6 提案内容	《内容》
	《事務量》 <input type="checkbox"/> 人員 _____人 <input type="checkbox"/> 時間 _____時間 <input type="checkbox"/> 件数 _____件
7 予算	<input type="checkbox"/> 総予算額 <input type="checkbox"/> 区への令達額 _____円 _____円 《内訳・その他》
8 提案局の体制	
9 関係機関との協議	
10 備考	